事業主に対しては、同項第二号イ又はロに定める額に加え、一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

4　第二項第一号に該当する事業主が、その雇用する有期契約労働者等（被保険者でないものに限る。）に対し、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イ又はロに定める額に加え、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に掲げる額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一　生産性要件に該当しない事業主　次のイからヘまでに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

イ　二パーセント以上三パーセント未満　対象者一人につき一万四千円（中小企業事業主にあつては、一万九千円）

ロ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき二万二千円（中小企業事業主にあつては、二万九千円）

ハ　五パーセント以上七パーセント未満　対象者一人につき三万六千円（中小企業事業主にあつては、四万七千円）

ニ　七パーセント以上十パーセント未満　対象者一人につき五万円（中小企業事業主にあつては、六万六千円）

ホ　十パーセント以上十四パーセント未満　対象者一人につき七万千円（中小企業事業主にあつては、九万四千円）

ヘ　十四パーセント以上　対象者一人につき九万九千円（中小企業事業主にあつては、十三万二千円）

二　生産性要件に該当する事業主　次のイからヘまでに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

イ　二パーセント以上三パーセント未満　対象者一人につき一万八千円（中小企業事業主にあつては、二万四千円）

ロ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき二万七千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

ハ　五パーセント以上七パーセント未満　対象者一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

ニ　七パーセント以上十パーセント未満　対象者一人につき六万三千円（中小企業事業主にあつては、八万三千円）

ホ　十パーセント以上十四パーセント未満　対象者一人につき八万九千円（中小企業事業主にあつては、十一万九千円）

ヘ　十四パーセント以上　対象者一人につき十二万五千円（中小企業事業主にあつては、十六万六千円）

5　前項の事業主が既に第二項の規定による支給を受けた事業主である場合における前項の規定の適用については、同項中「対しては、同項第二号イ又はロに定める額に加え」とあるのは「対しては」とする。

6　第二項から前項までの規定にかかわらず、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

7　（略）

（新設）

3　前項の規定にかかわらず、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　（略）